

令和2年度モニター通信における意見及び回答⑱

意見

【自然・環境・都市】屋外広告物について（要旨）

昨年栃木県那須に行き、那須街道を走っているとき、屋外広告物の規制の徹底ぶりに驚きました。恐らく10数キロに及ぶであろう沿道の看板が、全て見事に＜茶×白＞の看板でした。コンビニやレストランのみならず、コインランドリーや歯科医院までもが景観に配慮した看板を掲げていました。また、決して新しいお店ではなく、見た目にはかなり歴史のある店であっても、＜茶×白＞の新しい看板が設置されていました。

一方、伊東市は、雑多な看板がいまだに目立ちます。せめて135号の川奈から赤沢あたりまでは景観に配慮して、伝統ある観光地としての矜持を示して欲しいと思います。

回答

本市の屋外広告物の規制等につきましては、静岡県屋外広告物条例に基づき指導を行っており、色合いの規則につきましては、那須町のようにこげ茶で統一するものではないものの、彩度（色の鮮やかさ）や明度（色の明暗）に制限を設けております。

現在国道135号等の幹線道路沿いの違法な野立て看板を中心に是正指導を進めており、この指導等により、違反屋外広告物の撤去や改修が行われ、良好な景観の形成に一定の効果があるものと認識しております。

一層の良好な景観形成を図る観点から、那須町などの先進事例を参考に、規制の区域や許可基準を検討するなど、調査、研究を進めてまいります。

なお、国道135号の川奈から赤沢までの間には、富士箱根伊豆国立公園の特別地域と普通地域に指定されている地域があり、この地域内に広告物を設置する場合には、大きさや色等が規制された自然公園法に基づく県知事の許可（特別地域内）や届出（普通地域内）が必要になります。

自然公園法による色の許可基準は設けられておりますが、色彩の明確な基準がないことから、申請者には許可権者となる静岡県東部農林事務所森林整備課への確認をお願いしております。

屋外広告物について

担当：都市計画課 計画係

電話：32-1781

国立公園内の屋外広告物について

担当：建築住宅課 建築指導係

電話：32-1763